

複写サービス提供業務（単価契約）に係る仕様書

1 調達する役務の名称

複写サービス提供業務（単価契約）

2 概要

本市における円滑な行政事務執行に寄与するため、複合機による複写サービス提供業務（以下「複写サービス」という。）を行う。

3 業務の内容

- (1) 複合機を本市が指定する課に設置し、常に良好な状態で複写ができるよう複写サービスを提供すること。
- (2) 複合機を設置する課及び場所は、次のとおりとする。ただし、設置場所には変動の可能性のあるものとし、詳細については別途発注者が指定する。

設置する課 経済観光局農林水産部農政課

設置する場所 広島市役所本庁舎 5階農政課執務室

4 契約期間

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づき、契約締結の日から令和13年3月31日までを契約期間とし、令和8年5月1日から令和13年3月31日までを履行期間とする。

5 料金の支払

複写サービスの料金の支払は、次のとおりとする。

- (1) 複写サービス1枚当たりの単価によるものとし、複写サービスの料金には、複合機に必要なドラム、トナー等消耗品（用紙及びステープルは除く。以下「消耗品」という。）一切を含むものとする。
- (2) 受注者は、毎月末日に発注者の職員の確認を受けて、複写サービスの枚数を確定する。
- (3) 複写サービスの料金は、1か月（月の初日から末日までをいう。以下同じ）ごとに、複写サービスの枚数に複写サービスの単価を乗じて算出した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。
- (4) 複合機のプリンタ機能及びFAX機能における使用枚数のカウント及び料金の扱いは、複写サービスと同様とする。
- (5) 設置複合機ごとの1か月の複写サービス枚数は、当該複合機による1か月の複写の総枚数から、受注者が複合機の保守に当たって、複合機の点検整備のために要した複写枚数及び受注者の責めに帰すべき原因で生じた不良の複写枚数を減じた枚数とする。

- (6) 受注者は、前記(1)から(5)までにより算出した複写サービスの料金を別表に掲げる支払担当課に対しそれぞれ請求するものとする。発注者は、受注者から適法な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に、複写サービスの料金を支払うものとする。

6 設置複合機の仕様等

別表1の基準を満たす機能を有し、別表2に示す枚数の複写及びプリンタが可能な複合機であること。

7 複合機の保守等

- (1) 受注者は、複合機を発注者が常時正常な状態で使用できるように、定期点検及び整備を行わなければならない。ただし、点検及び整備の方法については発注者と受注者が協議のうえ別途定めることができる。また、受注者は、消耗品が不足しないように供給（使用済みトナーカートリッジの回収も含む）を行うとともに、発注者の職員に、設置複合機の適正な操作方法を指導しなければならない。
- (2) 設置複合機の故障等により、発注者が当該複合機を正常な状態で使用できないときは、受注者は発注者の要請に基づき、受注者の要員を当該複合機の設置場所に派遣して、概ね180分以内に正常な状態で使用することができるようにしなければならない。なお、発注者が認める場合はこの限りではない。
- (3) ファームウェア、組込みOS又はアプリケーションといった設置複合機上で稼働するソフトウェアについて脆弱性が発見された場合は、受注者は速やかに発注者に連絡をした上で対応を行わなければならない。
- (4) 設置複合機の機能を利用するために必要な、発注者の端末に導入するプリンタドライバ等のソフトウェアについては受注者が提供すること。また、既に導入されたソフトウェアに脆弱性が発見された場合は、受注者は速やかに発注者に連絡した上で対応を行わなければならない。

8 複合機の管理

複合機の管理等は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、設置複合機及び消耗品を、善良なる管理者の注意義務をもって使用し、管理する。
- (2) 発注者の責めに帰すべき事由により設置複合機又は消耗品に損傷を与えたときは、受注者は、発注者に対して損害賠償を請求することができる。
- (3) 受注者は、発注者から複合機を撤去する場合は、発注者の職員が立会いのもと、当該複合機の記憶媒体装置(HDD、SSD等)に残るデータを上書き等の方法で消去して完全に判読不能な状態とし、支払担当課に作業報告書を提出しなければならない。

ただし、データの消去が不可能な場合は、記憶装置を物理的に破壊し、支払担当課に作業報告書及び破壊の証拠写真を提出しなければならない。

9 複合機の設置時期

複合機は、令和8年5月1日に正常に稼働できるように設置しなければならず、契約終了後は速やかに撤去しなければならない。

10 その他

- (1) 仕様書に関する疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。なお、協議を行った場合は、受注者において協議録を作成し、発注者へ提出すること。
- (2) 納入前に複合機のMACアドレス及び保守情報説明資料を提出すること。なお、複合機に設定するIPアドレスの取得にはMACアドレスの提出を受けてからおおむね1週間程度かかる場合があることに留意すること。
- (3) 複合機にID情報、メールアドレス等を登録するための手順書を提出し、登録に当たって疑義が生じた場合は技術的支援を行うこと。

別表 1 複合機の仕様

項目	選定基準
型式	床配置式であること
機械占有寸法	幅 2.0m 以下、奥行 1.0m 以下であること
電源・電力	100V・20A (2 電源可) に対応しており、最大 2.0KW 以下
複写機能	<ul style="list-style-type: none"> ・白黒及びカラー複写機能を有すること ・自動両面原稿送り機能を有すること ・N-up 機能、小冊子機能及び割り込み機能を有すること
原稿種類	シートのほかブックが可能であること
最大原稿サイズ	A3 以上であること
複写サイズ	A3～A5 及び官製はがきサイズまで可能であること
複写紙	上質紙、再生紙、官製はがきに対応できること
複写倍率	25～400%の範囲で、かつ、1%以下の刻みで設定可能な縮小拡大機能があること
複写速度 (A4)	白黒 70 枚/分以上、カラー 70 枚/分以上であること
連続複写	1～999 枚可能であること
起動時ウォームアップタイム (室温 23℃時)	50 秒以下であること
ファーストコピータイム	白黒 5.0 秒以下、カラー 7.0 秒以下であること
給紙	<p>以下の給紙ができること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4 段トレイ (1 段当たり 500 枚以上、うち 1 段は 1,000 枚以上、A3、B4、A4、B5 で選択可能であること) ・手差し (100 枚以上)
フィニッシャー (選別) 機能	<ul style="list-style-type: none"> ・部数ごとに交互にソート機能を有すること ・ステイブル機能 (1 点及び 2 点留め) を有すること ・パンチ機能 (2 穴) を有すること ・中とじ及び中折り機能を有すること
トナー交換	市職員で交換可能であること
複合機能	<p>コピー (白黒・カラー共) 機能を有すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人 ID 等認証機能を有し、ID ごとに集計管理ができること
	<p>ネットワークプリンタ (白黒・カラー共) 機能を有すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DHCP 機能を有すること ・個人 ID 等認証機能を有し、ID ごとに集計管理ができること ・指定時間経過後印刷されないデータは、自動的又は手動で消去できる機能を有すること
	<p>スキャナー機能を有すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転送先はメール送信、保存先は複合機のボックス保存とし、フォルダー転送は不可とする ・メール送信は指定されたアドレスに送信可能であること ・スキャンデータは複合機で OCR 処理し、高圧縮 PDF 文書の作成やワード・エクセル変換が可能であること ・ボックス保存は 20 個以上のボックスを有し、各々パスワードの設定が可能であること
	<p>ファクス機能を有すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコンから複合機経由で先方ファクスに送信できる機能を有すること ・受信したファクスは、データ処理 (保存、移動、削除) を可能とし、受信したことを指定されたアドレスへメールで知らせる機能を有すること ・受信したファクスは複合機で保存し、指定時間経過後印刷されないデータは、自動的又は手動で消去できる機能を有すること
	無線 LAN に対応すること
読み取り解像度	600dpi 相当×600dpi 以上であること
書き込み解像度	600dpi 相当×600dpi 以上であること

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・記憶媒体装置上書き消去機能又は暗号化消去機能を有すること ・グリーン購入法に適合していること ・機種が最新で未使用であること ・保守情報を自動的に複合機メーカーへ送信する機能を有すること
-----	---

別表2 平均使用枚数（1か月）

項 目	平 均
白黒	20,000 枚
カラー	8,400 枚
合計	28,400 枚